

## 川崎市建築基準条例の一部改正に伴うパブリックコメント等の実施結果について

### 1 概要

川崎市では、建築基準法第40条及び第43条第3項等の規定に基づき、地域の特性に応じて法令の規定に制限を付加すること等を目的として、川崎市建築基準条例（以下「条例」という。）を定めています。

今回、建築基準法施行令（以下「政令」という。）の一部改正に伴い、政令と同様の規定を設けるため、条例の一部を改正することについて、市民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、3通（意見総数3件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

### 2 意見募集の概要

題名	川崎市建築基準条例（改正案）に対する意見の募集について
意見の募集期間	令和8年1月29日（木）から 令和8年2月27日（金）まで
意見の提出方法	電子メール（専用フォーム）、郵送、持参、FAX
意見の周知方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・川崎市ホームページ</li><li>・各区役所市政資料コーナー</li><li>・かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎2階）</li><li>・市政だより</li><li>・まちづくり局指導部建築管理課（川崎市役所本庁舎18階）</li><li>・市内建築関係団体へメール</li></ul>
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・川崎市ホームページ</li><li>・各区役所市政資料コーナー</li><li>・かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎2階）</li><li>・まちづくり局指導部建築管理課（川崎市役所本庁舎18階）</li></ul>

### 3 意見募集の結果

意見提出数（意見総数）	3通（3件）
電子メール	2通（2件）
ファクス	0通（0件）
郵送	0通（0件）
持参	1通（1件）

### 4 案に関するパブリックコメントの実施結果

#### (1) 実施結果

ア 実施期間：令和8年1月29日（木）～令和8年2月27日（金）【30日間】

イ 意見総数：3通 3件

ウ 意見の対応区分：

	項目	A	B	C	D	E	計
1	建築物の省エネ化やストックの有効活用促進に関する事		2				2
2	既存不適格建築物の改修工事の促進に関する事		1				1
	合計		3				3

【対応区分】 A：意見を踏まえ反映したもの  
B：意見の趣旨が案に沿ったもの  
C：今後の参考とするもの  
D：案に対する質問・要望で案の内容を説明するもの  
E：その他

## (2) 主な意見と本市の対応

### ア 主な意見

建築物の省エネ化やストックの有効活用促進に関する意見や、既存不適格建築物の改修工事の促進に関する意見が寄せられました。

### イ 本市の対応

いずれの御意見も、案の趣旨に沿ったものであったため、条例については当初お示しした内容に沿って改正に向けた手続を進めてまいります。

意見（要旨）		本市の考え方	対応区分
1	建築物の省エネ化やストックの有効活用促進に関すること（2件）	今回の条例改正は、国が定める政令の改正と合わせ、同様に市の条例も改正するものです。 今後も引き続き、法律改正等の動向を踏まえ、必要な対応を行ってまいります。	B
	建築物の省エネ化やストックの有効活用の促進のための条例改正は必要である。（同趣旨他1件）		
2	既存不適格建築物の改修工事の促進に関すること（1件）		
	既存不適格建築物の改修工事が進めやすくなるため、良いと思う。		